

改正養蜂振興法が25年1月から施行されます



趣味でセイヨウミツバチを飼育する場合でも、
飼育届の提出が必要となりました。

ミツバチの飼育者は、毎年、1月中に飼育届を住所地の都道府県に提出してください。(手数料はかかりません。)

ミツバチの飼育を止めるときは、放置せず、適切な処置をお願いします。

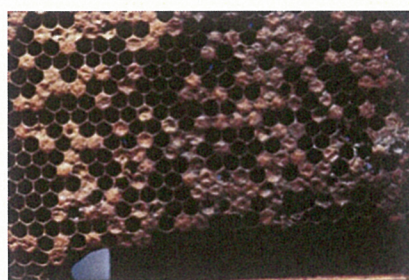


- ・適切な衛生管理をお願いします。
- ・異常があれば、最寄の家畜保健衛生所に相談してください。

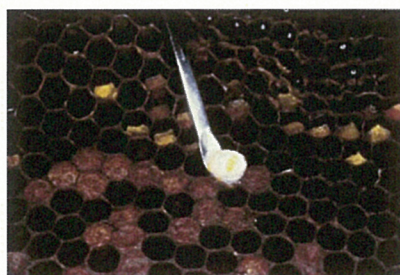


腐蛆病(ふそびょう)には特に注意してください！

腐蛆病は、蜜蜂の伝染病で、蜜蜂の疾病の中で最も大きな被害をもたらします。黒ずんで内側に陥没した有蓋巣房(アメリカ腐蛆病)や、酸臭や醜酵臭(ヨーロッパ腐蛆病)があった場合は要注意です。



アメリカ腐蛆病



ヨーロッパ腐蛆病

窓口	担当係	電話
(届出)奈良県畜産課	畜産振興係	0742-27-7450
(衛生管理)家畜保健衛生所 業務第一課 業務第二課		0743-59-1700 0745-62-2440

